

勝沼町原産地呼称ワイン認証条例

(目的)

第一条 この条例は、勝沼町内において自社醸造されたワインであることを認証することにより、当該ワインの品質、及び安全性を消費者に保証し、勝沼町における良質なぶどうの生産拡大及びワイン産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、原産地呼称ワイン認証（以下「認証」という。）とは、この条例で定める基準に適合するワインを町長が認証することをいう。

2 この条例において、自社醸造とは、町内に事業所を置き、酒税法（昭和二十八年法律第六号）の規定による製造免許を有し、その事業所にぶどうが持ち込まれ、破碎した段階からキャップシール及びラベリングまでの作業工程を町内の自社で行うことをいう。

(申請)

第三条 認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(認証の区分)

第四条 認証の区分は、次のとおりとする。

- 一 勝沼町原産地呼称地区名付自社醸造ワイン
- 二 勝沼町産原料自社醸造ワイン
- 三 山梨県産原料勝沼町自社醸造ワイン
- 四 国産原料勝沼町自社醸造ワイン

(原料ぶどう)

第五条 原料ぶどうの基準は、次のとおりとする。

- 一 勝沼町原産地呼称地区名付自社醸造ワイン
- イ 勝沼町産ぶどうのみとする。
- ロ ぶどうの品種は、甲州種及び欧州系醸造専用品種とする。
- ハ 勝沼町産であれば、異なった品種のブレンドは認めるものとする。ただし、甲州種については、他品種とのブレンドは認めないものとする。
- ニ ワインのラベルに表示する収穫地は、地区又は大字、小字、圃場、生産者、通称地とする。
- ホ 地区は、勝沼、祝、東雲、菱山の四地区とする。

へ ぶどうの糖度は、搾汁後の果汁（補糖、濃縮等の処理前、発酵容器内）を比重計で確認するものとする。

ト ぶどうの糖度は、甲州種が十七度以上とし、欧州系醸造専用品種は、二十度以上とする。

チ 糖度については、事業所において自主検査とする。

二 勝沼町産原料自社醸造ワイン

イ 勝沼町産ぶどうのみとする。

ロ 勝沼町産ぶどうであれば、異なった品種のブレンドは認めるものとする。ただし、甲州種については、他品種とのブレンドは認めないものとする。

ハ ぶどうの糖度は、搾汁後の果汁（補糖、濃縮等の処理前、発酵容器内）を比重計で確認するものとする。

ニ ぶどうの糖度は、十五度以上とする。

ホ 糖度については、事業所において自主検査とする。

三 山梨県産原料勝沼町自社醸造ワイン

イ 山梨県産ぶどうのみとする。

ロ 山梨県産ぶどうであれば、異なった品種のブレンドは認めるものとする。ただし、甲州種については、他品種とのブレンドは認めないものとする。

ハ ぶどうの糖度は、搾汁後の果汁（補糖、濃縮等の処理前、発酵容器内）を比重計で確認するものとする。

ニ ぶどうの糖度は、十五度以上とする。

ホ 糖度については、事業所において自主検査とする。

四 国産原料勝沼町自社醸造ワイン

イ 国産ぶどうのみとする。

ロ 国産ぶどうであれば、異なった品種のブレンドは認めるものとする。ただし、甲州種については、他品種とのブレンドは認めないものとする。

ハ ぶどうの糖度は、搾汁後の果汁（補糖、濃縮等の処理前、発酵容器内）を比重計で確認するものとする。

ニ ぶどうの糖度は、十五度以上とする。

ホ 糖度については、事業所において自主検査とする。

（申請者の資格）

第六条 認証の申請をすることができる者は、町内に事業所を置く者で酒税法の規定による製造免許を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条に規定する罰則を受けた者は、処分を受けた日から五年以内で町長の定める期間、申請をすることができない。

（認証の基準）

第七条 認証の基準は、次に掲げる事項により定める。

- 一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の基準に適合し、かつ、酒税法で定める果実酒類のうちの果実酒であつて、町内、山梨県内又は日本国内で収穫されたぶどうを町内で自社醸造した果実酒であること。
- 二 ワインの製造方法及びワインのラベル表示が、規則で定める基準に適合していること。
- 三 次条に規定する審査に合格すること。

（審査）

第八条 認証のための審査は、次に掲げるものとする。

- 一 書類審査
- 二 官能審査
- 三 その他必要と認める審査

2 前項に定める審査に関し必要な事項は、規則で定める。

（認証）

第九条 町長は、申請に係るワインを前条の規定に基づき審査し、第七条に規定する基準に適合すると認めるときは、当該ワインを認証するとともに、申請者に規則で定める認証書を交付するものとする。

（認証の表示）

第十条 認証を受けたワインを販売するときは、当該容器に規則で定める認証の表示をしなければならない。

(委員会)

第十一条 第八条に規定する審査を行うため、勝沼町原産地呼称ワイン認証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第八条に規定する審査について必要があると認めるときは、申請者に対し、その申請に係る関係書類の提示を求め、又は質問することができる。

(委員会の組織)

第十二条 委員会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員会の委員長は、町長をもって充てる。

3 委員長以外の委員は、ワイン及び原料ぶどうについて学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員会に副委員長一名を置く。

5 副委員長は、委員長が委員のうちから委嘱する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会の設置)

第十三条 業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を置く。

一 書類審査部会

二 官能審査部会

2 部会に関する規定については、別に定める。

(審査会)

第十四条 第八条に掲げる審査会は、町長が招集するものとし、原則として年二回開催するものとする。

2 その他必要に応じて審査会を開催できるものとする。

(検査)

第十五条 町長は、認証したワインについて、必要があると認めるときは、職員をして、事業所に立ち入り、認証し

たワインに係る関係書類の提示を求め、又は関係者に質問することができる。

2 前項の検査を行う職員は、規則で定める身分証明書を携行し、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十六条 次の各号に該当する者は、十万円以下の過料を処する。

一 認証されたワインと異なるものを販売した者

- 二 第八条の審査に不合格のワインを販売した者
- 三 その他、この条例に違反した者

(委任)

第十七条 この条例で定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(勝沼町ワイン原産地認証条例の廃止)

- 2 勝沼町ワイン原産地認証条例(昭和五十八年勝沼町条例第十三号。以下「原産地認証条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日後、最初に行う、勝沼町ワイン原産地認証については、なお廃止前の原産地認証条例による。

議案第六十六号

勝沼町原産地呼称ワイン認証条例を制定することについて

勝沼町原産地呼称ワイン認証条例を次のとおり制定する。

平成十七年 九月 七日 提出

勝沼町長 三枝武人

平成十七年 九月 十五日 議決

勝沼町議会議長 高野聖哉

勝沼町原産地呼称ワイン認証条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、勝沼町原産地呼称ワイン認証条例（平成十七年勝沼町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第二条 条例第三条の規定により原産地呼称ワイン認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、勝沼町原産地呼称地区名付自社醸造ワイン（以下「区分①」という。）申請書（様式第一号の一）、勝沼町産原料自社醸造ワイン（以下「区分②」という。）申請書（様式第一号の二）、山梨県産原料勝沼町自社醸造ワイン（以下「区分③」という。）申請書（様式第一号の三）、国産原料勝沼町自社醸造ワイン（以下「区分④」という。）申請書（様式第一号の四）、区分①申請書付表（様式第二号の一）、区分②申請書付表（様式第二号の二）、区分③申請書付表（様式第二号の三）、区分④申請書付表（様式第二号の四）、区分①原料ぶどう受入簿（様式第三号の一）、区分②原料ぶどう受入簿（様式第三号の二）、区分③原料ぶどう受入簿（様式第三号の三）、区分④原料ぶどう受入簿（様式第三号の四）、当該申請ワインの製造事績の内訳の写し（税務署提出後）に当該申請ワインを添えて提出するものとする。

(申請のワイン)

第三条 申請のワインは、最終製品として、ビン詰めされているものとする。

(申請の容器容量)

第四条 区分①の申請に用いる容器容量は、七百二十ミリリットル又は七百五十ミリリットルに限るものとする。

(申請の本数)

第五条 第二条の規定による申請時に添えるワインの本数は、七百二十ミリリットル以上のワインは五本とし、七百二十ミリリットル未満のワインは八本とする。

(ワインの製造)

第六条 条例第七条第二項に定めるワインの製造方法は、次のとおりとする。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）で定める果実酒類果実酒の基準を適合し、製造するものとする。

二 酸化防止剤は亜硫酸のみとし、アルコール、ソルビン酸添加は認めないものとする。

三 区分①については、ヴィンテージワインに限るものとする。ヴィンテージに該当するかどうかの使用割合については、七十五パーセント以上とする。

四 醸造からキャップシール及びラベリングまでの作業工程を町内の自社で行うものとする。

五 無添加ワインについては、対象外とする。

(ワインのラベル表示)

第七条 条例第七条第二項に定めるワインのラベル表示は、次のとおりとする。

一 区分①

イ 表ラベルの記載表示について

品種名、収穫年、収穫地区（七十五パーセント以上の収穫地のみ）を記載するものとする。

ロ 収穫されたぶどうの使用割合について

地区名の表示は、当該表示地において、収穫された原料ぶどうを七十五パーセント以上使用したものとする。

大字名、小字名、圃場名、生産者名、通称地名で表示する場合も同様とする。

ハ 収穫地の記載表示について

勝沼町から記載するものとし、収穫された範囲（七十五パーセント以上の収穫地のみ）を記載するものとする。

ニ ぶどう品種について

(表ラベルの表示)

甲州種以外の品種で表示する場合は、その品種を七十五パーセント以上使用したものとする。

(裏ラベルの表示)

欧州系醸造専用品種の表ラベルに表示する以外の品種については、使用割合の多い順に記載するものとする。
ブレンド比率が五パーセント未満の品種については、記載する必要はないものとする。

ホ 通称地名の表示について

通称地名の表示については、勝沼町原産地呼称ワイン認証委員会で別に定める。

ヘ 圃場の単位について

登記されている地番毎とする。

ト ワインのタイプについて

申請者の判断とし、表ラベル又は裏ラベルに記載するものとする。

チ 生産本数について

表ラベル又は裏ラベルに記載するものとする。

二 区分②

イ 収穫地の記載表示について

表ラベル又は裏ラベルに町名を記載するものとする。

前項で規定した地区名、大字名、小字名、圃場名、生産者名、通称地名では、表ラベル、裏ラベルとも表示できないものとする。

ロ ぶどう品種について

(表ラベルの表示)

甲州種以外の品種で表示する場合は、その品種を七十五パーセント以上使用したものとする。

(裏ラベルの表示)

表ラベルに表示する以外の品種については、使用割合の多い順に記載するものとする。

ブレンド比率が五パーセント未満の品種については、記載する必要はないものとする。

一品種を七十五パーセント以上使用するが、表ラベルにその品種名を表示しない場合は、使用割合の多い順に記載するものとする。

七十五パーセントに満たない品種についても、使用割合の多い順に記載するものとする。

ハ ワインのタイプについて

申請者の判断とし、表ラベル又は裏ラベルに記載するものとする。

三 区分③

イ 収穫地の記載表示について

表ラベル又は裏ラベルに市町村名、大字名などを表示する場合、その収穫地のぶどうの使用割合は、七十五パーセント以上とする。

七十五パーセント未満の場合は、市町村名、大字名などでは表示できず、山梨県名で記載するものとする。

ロ ぶどう品種について

(表ラベルの表示)

甲州種以外の品種で表示する場合は、その品種を七十五パーセント以上使用したものとする。

(裏ラベルの表示)

表ラベルに表示する以外の品種については、使用割合の多い順に記載するものとする。

ブレンド比率が五パーセント未満の品種については、記載する必要はないものとする。

一品種を七十五パーセント以上使用するが、表ラベルにその品種名を表示しない場合は、使用割合の多い順に記載するものとする。

七十五パーセントに満たない品種についても、使用割合の多い順に記載するものとする。

ハ ワインのタイプについて

申請者の判断とし、表ラベル又は裏ラベルに記載するものとする。

四 区分④

イ 収穫地の記載表示について

表ラベル又は裏ラベルに市町村名、大字名などを表示する場合、その収穫地のぶどうの使用割合は、七十五

パーセント以上とする。

七十五パーセント未満の場合については、市町村名、大字名などでは表示できず、都道府県名で割合の多い順に記載するものとする。

ロ ぶどう品種について

(表ラベルの表示)

甲州種以外の品種で表示する場合は、その品種を七十五パーセント以上使用したものとする。

(裏ラベルの表示)

表ラベルに表示する以外の品種については、使用割合の多い順に記載するものとする。

ブレンド比率が五パーセント未満の品種については、記載する必要はないものとする。

一品種を七十五パーセント以上使用するが、表ラベルにその品種名を表示しない場合は、使用割合の多い順に記載するものとする。

七十五パーセントに満たない品種については、使用割合の多い順に記載するものとする。

ハ ワインのタイプについて

申請者の判断とし、表ラベル又は裏ラベルに記載するものとする。

五 自社醸造による自社商標ワインであるものとする。

(審査)

第八条 条例第八条による審査は、次のように行う。

- 一 書類審査は、第二条で提出された申請書類をもとに審査し、かつ当該申請ワインのラベル表示の適合審査を行う。
- 二 書類審査を合格したワインは官能審査へ進み、官能審査は、ワイン利き酒評点票(様式第四号)を用いて、審査を行う。

(認証書)

第九条 条例第九条の規定による認証書は、(様式第五号)による。

(認証の表示)

第十条 条例第十条の規定による認証の表示は、次のように行う。

- 一 認証を受けたワインの表ラベル認証シールは、(様式第六号)により、区分別に貼付するものとする。
- 二 前項で定めた表ラベル認証シールは、自社表ラベルへの刷込みでも認めるものとする。但し、色及び書体などは、様式第六号と同等とする。
- 三 認証を受けたワインは、自社表ラベル(認証シールを刷込む場合は、刷込み後のラベル)及び裏ラベルを官能審査会終了後、販売三週間前までに勝沼町原産地呼称ワイン認証委員会に提出するものとする。

(身分証明書)

第十一条 条例第十五条に定める検査について、同条第二項の規定により携行する身分証明書は、(様式第七号)による。

(審査結果)

第十二条 書類審査部会及び官能審査部会は、審査終了後、速やかにその結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、申請者に審査結果を報告するものとする。

(異議申立て)

第十三条 申請者は、審査に対して、異議を申立てることはできない。

(認証台帳)

第十四条 町長は、勝沼町原産地呼称ワイン認証台帳(様式第八号)を調製し、保管しなければならない。

(その他)

第十五条 この施行に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(勝沼町ワイン原産地認証条例施行規則の廃止)

- 2 勝沼町ワイン原産地認証条例施行規則（昭和五十八年勝沼町規則第五号。以下「原産地認証条例施行規則」という。）は、廃止する。

3 (経過措置)

この規則の施行日後、最初に行う、勝沼町ワイン原産地認証については、なお廃止前の原産地認証条例施行規則による。